

東教区伝道支援金に関する要綱

1. 支援金の対象となる教会

教区内の第2種教会及び第3種教会を優先するが、第1種教会（但し、その年度の協力金の対象となる基礎収入が1千万円を超える教会を除く）も支援の対象とする。

※本要綱を教会共同体、地区において利用する場合も申請は各教会で行う。

2. 支援金の対象とする伝道活動

伝道に資する活動であれば特に制限を設けない。教区が支援をすることによって今まで各教会ではできなかった伝道活動が実行されることを期待する。この伝道活動の実行は当該教会の責任で行う。

※伝道活動については伝道委員会の助言のもと、教会共同体、地区の協力があってもよい。

3. 支援金額

一教会一年間30万円を限度として最高3年間継続して支援をする。この支援金の財源は教区の一般会計とするが、予算によって支援を受けことのできる教会の数は制限を受ける。

※本要綱によって受領した支援金は、本教会に提出する会計報告（収入11）支援金 に計上する。

4. 支援金の申請

(ア) 支援金の申請をしようとする教会は教区伝道委員会の助言を受けて、支援金の対象となる伝道計画を作成し、これを教区常議員会に提出する。

(イ) 教区常議員会は提出された伝道計画を審査して、支援金の対象とするかどうかを決定する。

5. 事後報告

支援金の対象となった伝道活動については、当該教会は事後報告書を教区伝道委員会に提出する。

6. 教区伝道委員会

教区伝道奉仕部長は、教区内の教会の信徒・教職の中から三名以上の教区伝道委員（任期3年）を指名、これに教区財務部長を加え、伝道奉仕部長が委員長となって、教区伝道委員会を組織する。教区伝道委員会は支援金の対象となる伝道計画書について助言し、事後報告書の内容を検討する。

※伝道委員は本要綱の利用条件に満たない教会より選出するよう努める。

7. 要綱の改廃

本要綱の改廃は、常議員会の承認により行う

8. 施行

本要綱は2017年4月1日より施行する（第54回東教区総会決議）